

利 用 者 負 担 説 明 書

デイサービスセンターせいふうをご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる1割、2割または3割の自己負担分と保険給付対象外の費用（食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用、クラブ等で使用する材料費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービスの通所介護、又は第1号通所事業（通所型サービス：独自）ごとに異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、事業所の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数等で異なりますし、利用料も各事業所による設定となっております。当事業所の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（介護予防サービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

通所介護、又は第1号通所事業（通所型サービス：独自）は、原則的には利用に際しては、居宅介護サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ保険給付を受けることができません。また、入浴といった加算対象のサービスも、居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認下さい。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することができます。

詳しくは、デイサービスセンターせいふうの担当者にご相談下さい。

通所介護、第1号通所事業（通所型サービス：独自）通所サービスの利用者負担

1. 通所介護の自己負担額（当事業所は、6時間以上7時間未満を主体的に行っております。介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は、自己負担分です。）

（1）【通常規模型通所介護費】 [6時間以上7時間未満]

- ・要介護1 584円（1日当たり）
- ・要介護2 689円（1日当たり）
- ・要介護3 796円（1日当たり）
- ・要介護4 901円（1日当たり）
- ・要介護5 1,008円（1日当たり）

（2）【通所介護の加算・減算】

① 入浴介助加算（I） 40円（1日当たり）

高知県知事に届け出て、通所介護計画上、入浴介助を適切に行うことが出来る人員及び設備を有し提供している場合、通所介護費に算定されます。

② 認知症加算 60円（1日当たり）

高知県知事に届け出た指定通所介護所が認知症自立度Ⅲ以上の利用者に対して、認知症の症状の進行緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムの提供を行っている場合に算定されます。

③ 個別機能訓練加算（I）イ 56円（1日当たり）

日常生活を維持・改善する事を目的として、機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握すると共に多業種共同でアセスメントを行い、作成した個別機能訓練計画書に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定されます。

④ ADL維持等加算（I） 30円（1月当たり）

介護サービスの質を示すための評価加算で、要介護の方々のADL値を集計した結果が一定の水準を超えている事業所が取得できます。

⑤ 科学的介護推進体制加算 40円（1月当たり）

LIFE（科学的介護情報システム）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

⑥ 送迎を行わない場合の減算 -47円（片道につき）

利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合に減算されます。

⑦ サービス提供体制強化加算（I） 22円（1日当たり）

当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上もしくは、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合に算定されます。

⑧ 介護職員処遇改善加算（I）

（1）の通所介護費と（2）の通所介護の加算・減算の①から⑤までの単位数を1月当たりで積算し、1000分の59に相当する単位数により計算された金額

⑨ 介護職員等特定処遇改善加算（I）

（1）の通所介護費と（2）の通所介護の加算・減算の①から⑤までの単位数を1月当たりで積算し、1000分の12に相当する単位数により計算された金額

⑩ 介護職員等ベースアップ等支援加算

（1）の通所介護費と（2）の通所介護の加算・減算の①から⑤までの単位数を1月当たりで積算し、1000分の11に相当する単位数により計算された金額

⑪ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合

（1）の通所介護費と（2）の通所介護の加算・減算の①から⑤までの単位数を1月当たりで積算し、1000分の11に相当する単位数により計算された金額

* 上記料金は、費用計算の際の端数処理の関係上、実際のご利用料金と多少の差異が生じます。

2. 第1号通所事業（通所型サービス：独自）の自己負担額（要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。）

（1）第1号通所事業（通所型サービス：独自）費

- ・要支援1、事業対象者 1,798円（1月当たり）
- ・要支援2、事業対象者 3,621円（1月当たり）

（2）【第1号通所事業（通所型サービス：独自）の加算】

① サービス提供体制強化加算（I）（要支援1）88円・（要支援2）176円（1月当たり）

当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上もしくは、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合に算定されます。

③ 介護職員処遇改善加算（I）

（1）の第1号通所事業（通所型サービス：独自）費と（2）の第1号通所事業（通所型サービス：独自）の加算の①から②までの単位数を1月当たりで積算し、1000分の59に相当する単位数により計算された金額

④ 介護職員等特定処遇改善加算（I）

（1）の第1号通所事業（通所型サービス：独自）費と（2）の第1号通所事業（通所型サービス：独自）の加算の①から②までの単位数を1月当たりで積算し、1000分の12に相当する単位数により計算された金額

⑤ 介護職員等ベースアップ等支援加算

（1）の第1号通所事業（通所型サービス：独自）費と（2）の第1号通所事業（通所型サービス：独自）の加算の①から②までの単位数を1月当たりで積算し、1000分の11に相当する単位数により計算された金額

* 上記料金は、費用計算の際の端数処理の関係上、実際のご利用料金と多少の差異が生じます。

3. その他の料金

① 食費（昼食代）／1日 650円（トロミ剤・飲料・おやつ代含む）

※ 総合事業で実施する第1号通所事業（通所型サービス：独自）若しくは基準を緩和した通所サービスの利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② 下記の内容に伴う利用者の希望によるサービスを利用された場合は、必要な費用について実費をご負担いただきます。

ア. おむつ代（施設提供のおむつを使用した場合）

イ. 日常生活上、利用者が負担する事が適當と認められる費用実費

ウ. 教養娯楽費（レクリエーション活動や行事の材料費等）

エ. コピーデ（サービス提供についての記録その他の複写物を交付する場合は、1枚10円）

オ. その他の費用についてはあらかじめ説明を行い同意を得るものとします。

③ 利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ア. 利用日前日の午後5時30分までに連絡をいただいた場合………無料

イ. 利用日当日の午前8時30分までに連絡をいただいた場合………食事代

ウ. 利用日当日の午前8時30分までに連絡がなかった場合………利用料自己負担分と食事代
* 利用日前日が休業日の場合は、その前日までにご連絡下さい。

* 保険適用負担分は要介護認定による介護度によって利用料が異なります。

* やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。